

### 新潟県公安委員会規則第3号

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年2月24日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
新潟県警察に勤務する警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第4条及び第7条第1項の新潟県公安委員会が指定する警視以上の者は、次のとおりとする。 (1) 新潟県警察本部の刑事部（鑑識課及び科学捜査研究所を除く。）、生活安全部、交通部及び警備部（機動隊を除く。）に勤務する警視以上の階級にある警察官 (2) (略)	新潟県警察に勤務する警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第4条及び第7条第1項の新潟県公安委員会が指定する警視以上の者は、次のとおりとする。 (1) 新潟県警察本部の刑事部（鑑識課及び科学捜査研究所を除く。）及び警備部（機動隊を除く。）に勤務する警視以上の階級にある警察官 (2) (略)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。